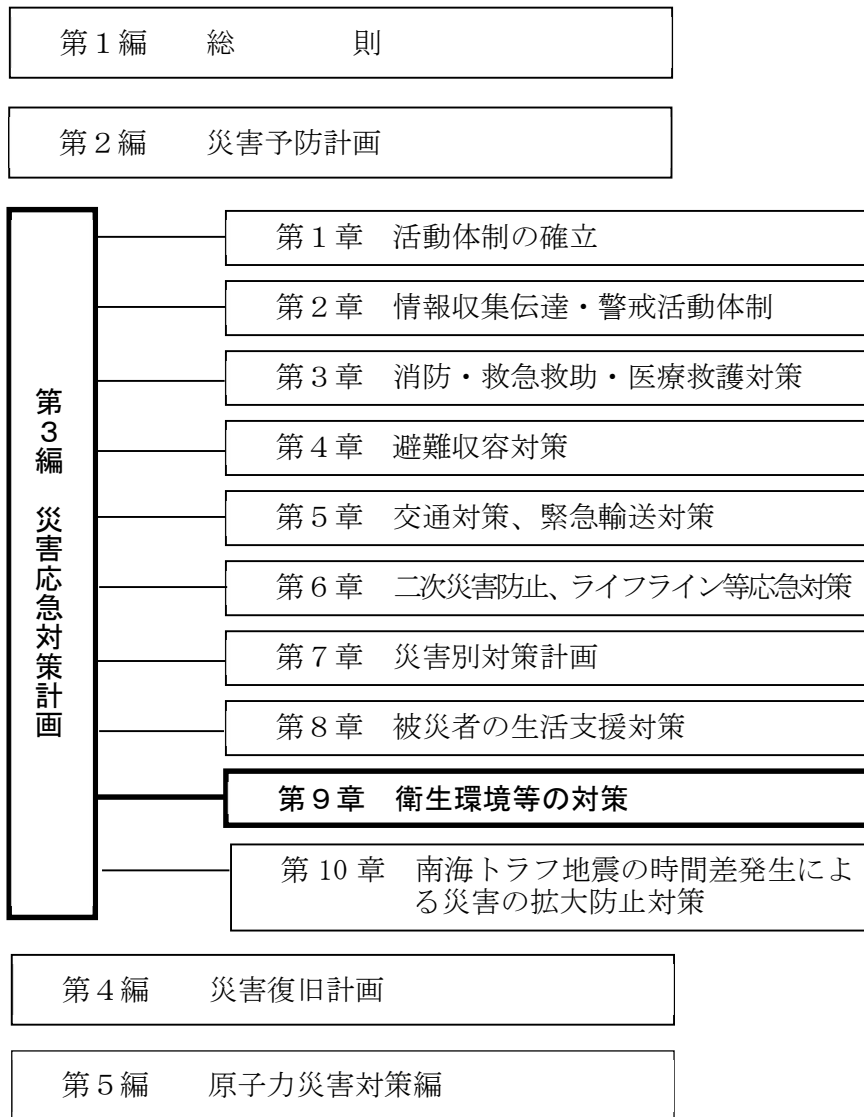


第9章 衛生環境等の対策

章の体系



第1節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	応-135
第2節	防疫および保健衛生	応-137
第3節	災害廃棄物処理対策	応-139

第1節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

第1 行方不明者の搜索

1 実施機関

行方不明者の搜索は、近江八幡警察署等の警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

災害救助法が適用された場合には、県知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長が災害救助法による応急救助に直ちに着手し、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受ける。

2 搜索の実施

町対策本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

町対策本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

第2 遺体の発見時の連絡および処理

遺体を発見した場合は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会いのもとに検視を行う。

第3 遺体の収容

状況に応じて直ちに遺体収容所を開設するものとする。遺体収容所の選定においては、遺体の検案、洗浄等の処理が可能な場所であり、かつ身元不明遺体の一時収容場所として比較的長期の使用が可能な場所とし、公共施設、寺院等から選定する。

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、町対策本部が、警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引き渡し等にあたる。

第4 遺体の引渡し

身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体および引取りが著しく遅れる遺体は、警察から所在地の町本部に所持品とともに引き渡たされる。

第5 遺体の火葬

町は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- (1) 死亡者数の把握
- (2) 火葬計画の作成
- (3) 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- (4) 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握・確保
- (5) 火葬のための関係者に対する協力要請

(6) 相談窓口の設置および住民への情報提供

(7) 身元不明者の焼骨、遺留品の一次保管（寺院等へ依頼）

町は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

※ 資 料

1 火葬場処理能力

(資料編 1-16)

第2節 防疫および保健衛生

第1 防疫活動

災害発生時における被災地の防疫は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、伝染病の発生と流行の未然防止に万全を期する。

1 実施者

- (1) 災害発生時における被災地の防疫は、町と東近江保健所が実施する。
- (2) 町独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 県は、被災地の状況、町の処理能力等を勘案し、感染症の予防および患者の医療に関する法律（本節では「法」という。）第29条第2項に基づく物件に係る措置を行う。

2 防疫活動の種類と方法

(1) 検病調査

保健所、検病調査班と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行うものとする。（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

(4) そ族昆虫等の駆除

法第27条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行う。（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

(5) 感染症の病原体に汚染された物件に係る措置

法第29条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行う。（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

(6) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、給水計画に準じて生活の用に供される水の供給を行う。（法第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもと、町において防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導の徹底を期する。

また、町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・

協力を得て設置するよう検討する。

3 報告、記録、整備

(1) 県への報告

東近江保健所は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を県にそのつど報告する。また、防疫活動を終了した日から20日以内に県に書類を提出する。

このため、町は東近江保健所に災害防疫活動の状況を報告しておく。

(2) 町で備付を要する記録

- ・災害状況報告書
- ・災害防疫活動状況報告書
- ・災害防疫経費所要額調および関係書類
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- ・そ族昆虫等の駆除に関する書類
- ・物件にかかる措置に関する書類
- ・生活の用に供される水の供給に関する書類
- ・患者台帳
- ・災害防疫作業日誌（作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述）

第2 食品衛生・環境衛生活動

食品衛生対策、環境衛生対策については、県が保健衛生活動を行うこととなっており、町はこれらの活動に協力するとともに、飲料水等の安全確保、避難所の衛生管理等に努める。

1 保健衛生

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、子ども等を含む要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

2 仮設浴場の設置

(1) 仮設浴場の供給

町は県と協力し、災害の状況により必要があると認めるときは、自衛隊に（町本部は県本部を経由して）対して支援を要請するなどにより、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

(2) 浴場の開放要請

町は県と協力し、災害の状況により必要があると認めるときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

第3節 災害廃棄物処理対策

被災地の廃棄物処理、し尿の処分等の清掃業務等を迅速適切に処理し、環境の浄化を図る対策について定める。なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて町が別途策定する災害廃棄物処理計画によるものとする。

第1 組織体制および情報収集

1 組織体制および連絡体制の確立

職員の安否確認・参集状況等を確認の上、担当職員を配置し、指揮命令系統を確立する。

迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保の上、速やかに県災害対策本部、近隣市町、廃棄物処理業者団体等との連絡体制を確立する。

2 情報収集・報告等

関係機関から災害廃棄物処理に関する必要な情報を収集する。状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新する。必要に応じて担当職員等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

町長は、廃棄物処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況の判明次第、滋賀県災害対策東近江地方本部に報告する。

第2 処理体制の構築等

1 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

【初動対応～応急対応段階】

被害状況等に基づき、災害廃棄物発生量・要処理量の推計や施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計を行う。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づき、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の推計を行う。

【復旧・復興段階】

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況などの情報を整理し、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量を把握する。

避難所や避難者数の状況を踏まえ、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

2 処理体制の構築

(1) 仮置場の設置

【初動対応から応急対応段階】

県等からの助言を得て、仮置場を設置する。

【復旧・復興段階】

仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たり、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守した原状復旧に関し、県から必要な助言を受ける。

(2) 収集運搬体制の構築等

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。

町単独では収集運搬が不足する場合は、県に支援を要請する。

(3) 生活ごみ等の処理

避難所の開設状況、処理施設、運搬ルートの被害状況、安全性等を考慮し、収集運搬体制・収集ルート等が確保され、既存処理施設等で適切に処理する。

町単独では処理できない場合は、県に支援を要請する。

廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などを行う。

(4) し尿処理

① 仮設トイレの設置等

避難者数を踏まえ、仮設トイレの確保・設置を行い、状況を県に報告する。支援の必要があれば、県に要請する。

仮設トイレは、被災者の生活や公衆衛生上の観点から重要な施設となることから、町は、県と連携し、仮設トイレ設置状況および使用方法等について、住民等に情報提供する。

② し尿処理

仮設トイレ設置状況やし尿発生量の推計を踏まえ、し尿の収集および処理の実施状況を把握する。町単独では処理できない場合は、県に支援を要請する。

第3 住民等への情報提供

県と連携し、災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民等へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促すものとする。なお、水害時は、水が引いた段階で直ちに被災者から災害廃棄物が排出されるため、迅速な情報提供を行う。

第4 事務の委託等

町が災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合、地方自治法に基づいて県に事務の委託等を要請することが可能である。この場合、町は県と速やかに協議し、被害状況や災害廃棄物発生量等を勘案して、事務の委託等が適当と認められる場合、必要な範囲において災害廃棄物処理に関する事務を県に委託し、県が処理を代行する。

第5 災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物を計画的に処理するために、国の方針（当該災害に係る災害廃棄物処理指針）等を踏まえ、町は、処

理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
策定に当たって県は、町に助言・情報提供などを行う。